

# 治山工事特記仕様書（本数調整伐）

この特記仕様書は、三重県が発注する治山工事の施工について、設計図書および三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に明記してあるもののほか、すべてこの仕様書により施工しなければならない。

## 第1 作業中の安全確保

受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(令和2年1月31日付け基発 0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知)」を遵守すること。(厚生労働省HP「伐木作業・林業における安全対策」を参照)

## 第2 本数調整伐における本数検収

受注者は、施工管理として次の事項を確認することとする。

- 1 受注者は、選木を行う前に、選木テープを設計伐採本数分以上用意し、写真等により検収することとする。
- 2 受注者は、選木終了後、事前に用意した選木テープの残数を確認し、写真等により検収することとする。

## 第3 工事看板等への間伐材の使用

- 1 共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。  
なお、当該リサイクル認定製品が入手困難等の場合は監督員と協議のうえ、他の同等の製品に変更することができる。
- 2 前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。